

学校いじめ防止基本方針

春日井市立柏原中学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場なくてはならない。生徒一人一人が「大切にされている」という実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒の「自己肯定感」や「自己有用感」を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

いじめ防止のための組織「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

(1) 「いじめ防止対策組織」の構成員

校長・教頭・教務主任・校務主任・学年主任・生徒指導主事・養護教諭等で構成し、必要に応じてスクールカウンセラー等の外部専門家や関係機関の担当者を加える。

(2) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証と改善策の検討をしていく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・ いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、職員会議等で報告する。全職員で共通理解することで、更なる取組の充実を図る。

ウ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 随時、ホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価の結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家・関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成およびコミュニケーション能力の向上に取り組む。
- エ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう、継続的に指導する。
- オ 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめ防止に関する校内研修の充実を図り、多様化するいじめに対し、すべての教職員が共通理解をもち、いじめの早期発見に努める。
- イ いじめアンケート（年3回）や教育相談（年3回）を実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- ウ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- エ いじめ相談電話等、外部の相談機関も紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けた場合およびその疑いを認知した場合は「いじめ・不登校対策委員会」を中心に、迅速かつ組織的に対応する。
- イ 「被害生徒を守り通す」という姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や警察署・児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

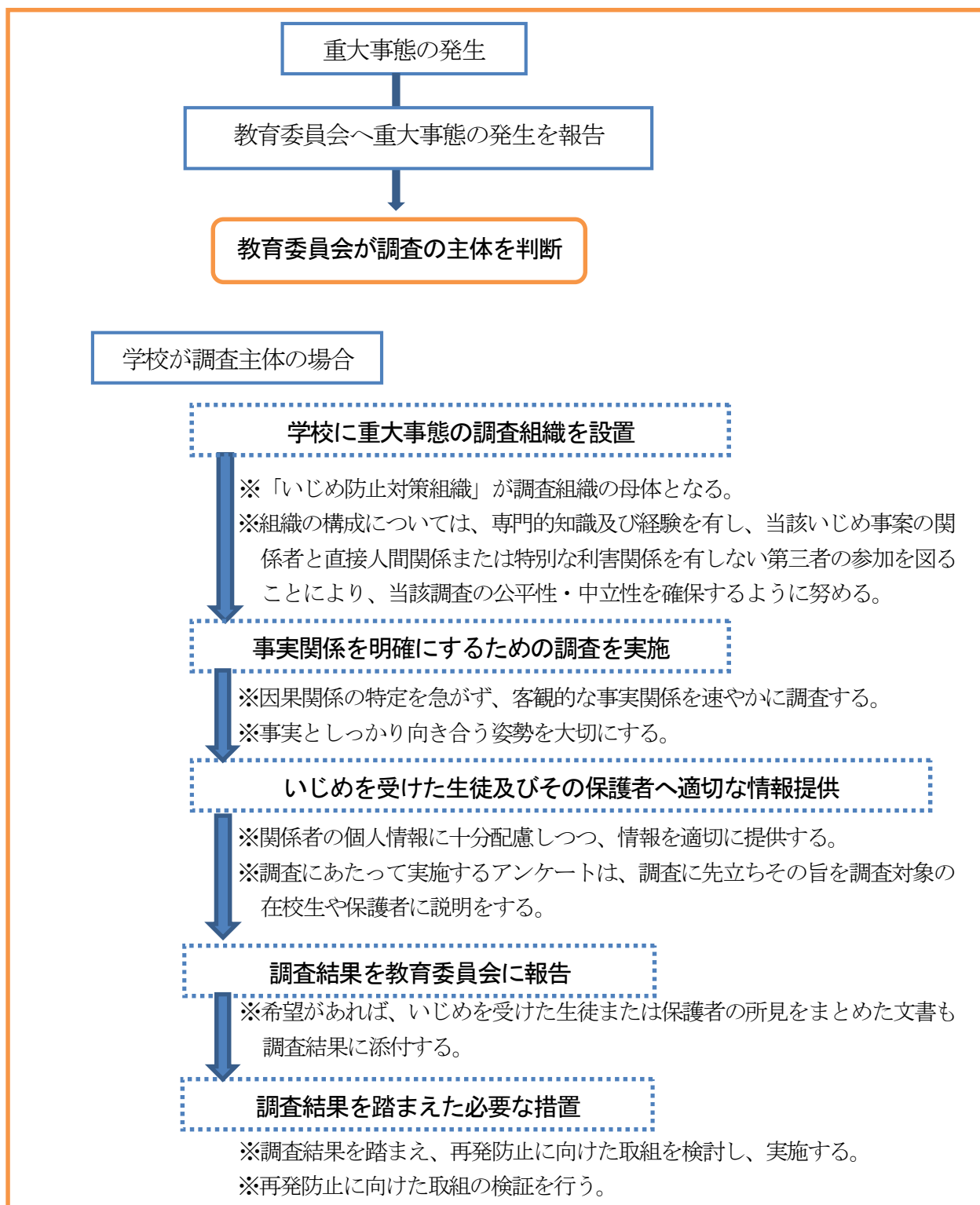
※ 「重大事態」とは次のようなものが挙げられる

- ① いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間（30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③ いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生ずるおそれがあると見込まれるとき。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

【重大事態の対応フロー図】



<取組の年間計画>

	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○学級開き・学年開き	○いじめ相談窓口の生徒・保護者への周知 ○身体測定 ○内科検診	
5月		D	○緑の羽根募金 ○ネットモラル講座 ○地下道清掃	○親父の会	
6月	↓		○相談室やSCの生徒・保護者への周知	○「心のアンケート（いじめアンケート）」 ○教育相談週間	
7月		C	○アンケート結果の共有化	○アンケート結果によるヒアリング→対応	○個人懇談会 ○学校評議員会
8月	A ↓	○中間評価→検証			
9月	P ↓				
10月	D ↓		○「文化祭」「体育大会」 ○赤い羽根募金活動	○「心のアンケート（いじめアンケート）」	
11月	↓	○アンケート結果の共有化	○地下道清掃 ○人権週間（講話） ○学校保健委員会	○教育相談週間 ○アンケート結果によるヒアリング→対応	○親父の会
12月		C	○保健指導（命の大切さ）		○個人懇談会 ○学校評議員会
1月	A ↓		○保健指導（命の大切さ） ○地下道清掃	○「心のアンケート（いじめアンケート）」	
2月	P ↓	○自己評価			○学校評議員会
3月		○自己評価の結果を検証 ○「基本方針」の見直し			
通年	P ∧	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○わかる授業の構築	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○My Life	○あいさつ運動 ○コミュニティーパトロール

- ※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。
- ※週に1回生徒指導部会、2週に1回教育相談部会を開催し、いじめ・不登校の情報を共有していく。
- ※月に1回、学年のいじめ状況を集約し、学校全体で共有していく。